進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境浄化

平成28年中は、「万引き」、「オートバイ盗」、「自転車盗」などの初発型非行といわれる 犯罪により検挙・補導された少年が80人で、前年に比べて48人(37.5%)減少しましたが、 非行全体の約5割を占めており、依然として非行の主流となっています。

これらの犯罪は、非行の入口とも呼ばれており、発見されずにエスカレートすると大きな犯罪につながると言われています。

また、インターネット上の有害情報に携帯電話やスマートフォンからアクセスし、事件 に巻き込まれるなど犯罪被害に遭う例も後を絶ちません。

特に、春休みから新学期にかけての時期は、生活環境の変化により、少年の気持ちが不安定になるなどの理由から非行に走ったり、犯罪被害に遭うことが心配されます。

将来を担う少年の健全育成には、家庭や学校、地域の皆さまの協力が必要です。生活や 行動に注意し、言葉遣いや態度の変化を見逃さないなど、社会全体で少年を非行や犯罪被 害から守りましょう。

* 未成年者飲酒防止強調月間 *

例年4月は、全国において「未成年者飲酒防止強調月間」となっています。 少年の飲酒は、心身の成長に悪影響を及ぼすものです。この機会を捉え、少年 の飲酒を防止するための意識を高めましょう。

○ 酒類・たばこの販売店や飲食店等の皆さんへ

未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法により、酒類を販売又は提供する 方やたばこ又は器具を販売する方は、それぞれ未成年者の飲酒・喫煙を防止する ために年齢確認をしなければならないと規定されています。

法律の規定を守るとともに、地域の少年の健全な育成のために、確実に年齢確認を行いましょう。 /





